

■労働関係指標

完全失業率	3月の完全失業率(季節調整値) 2.8% (前月と同率)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.45倍 (前月0.02ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,496万人 (前月差13万人増加)	定期給与	現金給与総額(原数値) 277,512円 (前年同月比0.4%減)

Topics 1. 算定基礎届提出の時期になりました

算定基礎届とは、7月1日現在使用している健康保険・厚生年金被保険者の標準報酬月額と、実際の報酬額に大きな差が生まれないように4月～6月に支払った報酬を「算定基礎届」として提出し、標準報酬月額を決定する手続きです。この決定された標準報酬月額は原則9月～翌年8月分までの1年間適用されることとなります。社員一人ひとりの計算をするのは骨の折れる作業かも知れませんが、その半分は企業負担となります。きちんと計算して適正な保険料を把握するようにしましょう。

Point1 算定チェックポイント

算定対象賃金の確認	報酬となるもの、ならないものの確認が必要です 臨時的また一時的なものについては報酬とならないとされていますが、年4回以上支給される賞与は報酬となりますので、注意が必要です
通勤交通費の確認	3ヶ月定期6ヶ月定期を支給している場合はその額をそれぞれの月数で割り、1ヶ月あたりの額を算出して報酬に含めます
報酬支払基礎日数の確認	原則17日以上を月を対象として算定を行います。ただし、4月～6月の全てが17日未満のパートタイマーについては15日以上で算定することができます ※適用拡大による短時間労働者については、11日以上になります
月額変更者の確認	7・8・9月 月額変更対象者については、算定の対象外となります 上記に該当する場合は、算定基礎届けには含めないよう注意が必要です
70歳以上被用者の確認	70歳以上被用者算定基礎届の提出が別途必要になります(厚生年金のみ)
二以上勤務者の確認	選択事業所・非選択事業所、両方の算定基礎届が必要です ただし、提出先は選択事業所管轄の年金事務所になります また、専用用紙に記入するか、「二以上勤務者」と明記しておく手続きがスムーズです
算定の特例該当者の確認	4～6月に決まって業務が増加する方については、算定期間の報酬が突出して高くなってしまふ可能性があります。認定を受けることによって、4～6月の期間と前年7月～今年の6月までの期間の報酬を比較して、2等級以上の差があれば特例が適用されます

Point2 提出にあたって

算定基礎届に加え、総括表や附表の添付も必要になります。健康保険組合によっては独自様式を採用している場合もあるので、あらかじめ確認しておくとい良いでしょう。

また、「調査」に該当している場合は算定基礎届、総括表、附表に加え賃金台帳や源泉所得税納付書等の追加書類が必要になります。提出期限も原則7月10日ですが、その前後で日時を指定される傾向がありますので、早めに備えておくとい良いでしょう。

Point3 こんな時どうする

- ◆給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき(日給月給者)
 - 日割り計算等になり、1ヶ月分の給与が支給されないため、たとえ支払基礎日数が17日以上であっても、その月は除いて算定します。
- ◆賞与等が(前年7月～6月までに)4回以上支給されたとき
 - 7月1日前の1年間に受けた賞与の額を12で除した額を、各月の報酬額に上乗せして算定します。
- ◆昇給差額が支払われているとき
 - 昇給差額分を除いて算定します。

毎年行う手続きですが、年に1度の手続きのため、算定の作業を行う前に計算方法の流れ等改めて確認しておくとい良いでしょう。

トピックス 2. 労働時間適正把握のための新ガイドライン

昨年の大手広告会社の過労自殺問題を受け、政府は長時間労働抑制対策を本格的にスタートさせました。これに先立ち、今年の1月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が公開されました。以前からこのガイドラインの基本となる通達はありましたが、新ガイドラインにより、具体的な内容が明示されました。

新ガイド
ラインの
ポイント

1. 「労働時間の考え方」を新設
2. 労働時間の「自己申告制」の対応について明文化

1. 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、次のような時間は原則労働時間として扱わなければなりません。ただし、下記以外でも使用者の指揮命令下に置かれていると判断される場合は、労働時間として扱う必要があります。

- ⑥ 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為及び後始末を行った時間
- ⑦ 使用者の指示があった場合はすぐに業務を行うことを求められている待機時間（手持時間）
- ⑧ 参加が義務づけられている研修、使用者の指示により業務に必要な学習を行った時間

2. 労働時間の「自己申告制」の対応

自己申告制により始業・終業の確認及び記録を行う場合、使用者は次の措置を講じる必要があります。

- ⑥ 自己申告制の対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことについて十分な説明を行うこと。
- ⑦ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。
- ⑧ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し所要の労働時間の補正をすること。
- ⑨ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。
- ⑩ 使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

今後、長時間労働抑制のために労働基準法等の改正が予定されています。企業経営に影響を及ぼす可能性もあり、今後の動向を注視していく必要があると思われます。

編集後記《水無月》紫陽花の頃

緑がまぶしい季節です。6月というと梅雨の印象が強く、あまりいいイメージをもたれない方が多いかもしれませんが、実は私の好きな季節でもあります。

もう少ししたら、あちこちで色とりどりの紫陽花が咲き始めると思います。ひとあし早く、母の日前の花屋さんの店先にはいろいろな種類の紫陽花が並んでいましたが、道路沿いや民家の庭先では今ちょうど蕾をつけ始めた頃でしょうか。

紫陽花にはアントシアニンという色素があり（ブルーベリーに含

トピックス 3. アメリカの在宅勤務(テレワーク)事情

先日、加藤信勝・働き方担当大臣の講演を伺う機会がありました。その中で政府として在宅勤務を積極的に推進する旨の説明がありましたが、まるで魔法の杖のような描写に、違和感を覚えました。

私事になりますが、カリフォルニアに留学している私の娘は一軒家をシェアして住んでおり、その家主1氏はGoogle本社に勤めるエンジニアです。Googleは24時間利用可能なカフェテリアなど手厚い福利厚生で知られていますが、1氏もまるで会社に住んでいるかのような勤務実態のようです。また、2013年には米ヤフーが在宅勤務禁止令を出し、本年3月にはIBMが在宅勤務の廃止を発表しました。テレワークの本場とも言えるアメリカにおいて、世界最先端の大企業が、なぜこのような動きをしているのでしょうか。

元来アメリカでは、官庁、大企業から中小企業まで、テレワークは「普通の働き方」として定着していました。それには様々な理由がありますが、日本と比較しても大きな違いがあります。日本においては、テレワークを導入するにあたり、労働時間の管理と情報セキュリティへの懸念が最大の問題点とされています。これに対してアメリカでは、いわゆるホワイトカラーエグゼンプションにより、多くのホワイトカラーが労働時間規制の適用除外となること、完璧とは言えないまでも情報セキュリティはかなり高いレベルにあることから、これらの問題がクリアされているのです。

ところが、識者によれば、チームワークとそこから生まれるクリエイティビティが重要な業務では、在宅勤務はかえって弊害になる、という結論だということです。個人の役割が明確で成果主義の度合いが高いアメリカ企業ですが、チームワークということになると、職場で顔を合わせる事が有効と認識されているようです。

いま日本では、政府も積極的に在宅勤務を推進しているところですが、後になって振り返った際、「欧米と比べて周回遅れだった」などと言われないよう、チームワークという本来日本人が得意な分野を崩さない形で、テレワークが導入されていくことを願っております。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

まれていて目によいといわれるアレです)、これと土の中のアルミニウムが結合するかどうかで花の色が決まるのだそう。同じ株で違う色が咲くのは、それぞれの花の根が吸収するアルミニウムの濃度に関係しているようです。ちなみに白い紫陽花にはこのアントシアニンが含まれていません。

自身もつ色素に周囲の環境が加わり、微妙に色を変えていく紫陽花。どんな場所でも瑞々しく花を咲かせ、時間が経って色があせてもそれはそれで美しい。忙しい日々の中でつい季節の移り変わりにも鈍感になりがちな最近の私ですが、大好きな花に心とまされ、励まされ、教えられ、今日もがんばろうと思うのです。(紀)



Facebook 随時更新★



いいね! お待ちしています♪

Facebookにて最新情報をお届けしております <https://www.facebook.com/arcandpartners>

